院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル　合意書

筑波大学附属病院と（保険薬局名称）　　　　　　　　　　　　　　は、院外処方箋における疑義照会の運用について、下記のとおり合意する。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないよう、十分に説明し、同意を得てから行うものとする。

記

(1) 同意確認の不要項目について

別紙の「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」（以下「プロトコル」という。）にある「合意に基づき疑義照会することなく処方変更を可能とする事例」については、包括的に薬剤師法第２３条第２項に規定する医師の同意が得られたものとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

(2) 運用開始について

２０２１年１２月１日以降、双方合意の日から運用を開始する。

(3)　合意内容の変更について

合意内容の変更は随時行い、最新のプロトコルは、筑波大学附属病院のホームページに掲載する。プロトコルの変更に際し、新たな合意書の締結は行わず、双方から、特段の意思表示がない限り、本合意書をもって了承されたものとする。

(4)　合意解除について

合意解除については、必要時に協議を行うものとする。

この合意書は２部作成し、双方が記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

　　年　　月　　日

住　所：茨城県つくば市天久保２－１－１

名　称：筑波大学附属病院

代表者：病院長　　原　　　晃　　　印

住　所：

名　称：

代表者：